平成３０年度愛知県外国人児童生徒日本語教育支援補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　愛知県外国人児童生徒日本語教育支援補助金（以下「補助金」という。）は、県内の外国人児童生徒の就学を促進するため、県内に事務所又は活動拠点を有する日本国内の法人格を有する団体（以下「団体」という。）が、複数の県内市町村を対象に県内の外国人児童生徒の就学を支援する活動に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和５５年愛知県規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象及び補助金の額）

第２条　前条に規定する事業の内容は別表のとおりとし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付する。

２　補助対象経費、補助金の額は別表のとおりとする。

３　交付の対象となる補助事業の実施期間は、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までとする。

　（交付申請書の提出）

第３条　規則第３条に規定する補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書（様式第１）を、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

　（交付の決定及び通知）

第４条　知事は、規則第６条により、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した書面（様式第２）により、補助金の交付を申請した団体に通知するものとする。

　（交付申請の取下げ）

第５条　規則第７条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して３０日以内とし、その旨を記載した書面（様式第３）を知事に提出しなければならない。

　（事業内容の変更承認）

第６条　補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第４）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

　(1)　経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該経費の２０％以内のもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない限度とすること。

　(2)　補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更。

　(3)　補助目的を損なわない事業計画の細部の変更。

２　知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

３　知事は、前項の規定により交付決定の内容を変更したとき又は条件を付したときは、その変更した内容又は条件を記載した書面により変更承認申請をした補助事業者に通知するものとする。

　（補助事業の中止又は廃止）

第７条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止又は廃止承認申請書（様式第５）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の規定による中止又は廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認したときは、中止又は廃止を承認した旨を記載した書面により中止又は廃止承認申請をした補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告）

第８条　補助事業者は、規則第１３条の規定により、補助対象事業の完了（第７条の規定により補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から３０日を経過した日と翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第６）を知事に提出しなければならない。

　（補助金の額の確定等）

第９条　知事は、規則第１４条により交付すべき補助金の額を確定したときは、その旨を書面（様式第７）により補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の交付）

第１０条　補助金は、規則第１４条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし、知事が認めた場合は、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

２　補助事業者は、補助金の額の確定後、補助金請求書（様式第８）を知事に提出するものとする。

　（補助金の交付決定の取消及び通知）

第１１条　知事は、規則第１６条の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

　(1)　補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められるとき

　(2)　補助事業を中止し、若しくは廃止したとき

　(3)　暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するとき

　(4)　上記(3)であることを隠蔽するため、虚偽の申請をしたとき

２　知事は前項の規定による取消しをしたときは、補助金交付決定を取り消した旨を記載した書面により、補助事業者に通知するものとする。

（検査等）

第１２条　知事は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査等をすることができる。

　（補助金の経理）

第１３条　補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証明する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、あるいは中止又は廃止の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（その他）

第１４条　この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 事業の内容 | 外国人児童生徒に対し、小学校、中学校又はこれらに対応する外国人学校（学齢超過の子どもにあっては、高等学校又はこれらに対応する外国人学校を含む。）への就学を促進するために行われる以下の取組のうち、複数の県内市町村を対象に行われるもの。①　日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設②　就学先等関係機関との調整③　地域社会との交流の促進④　その他就学の促進に資する地域独自の取組 |
| 補助対象経費 | 送迎費 | 運転手等人件費 | 外国人児童生徒の送迎に利用する車等の運転手、送迎コーディネーターに係る賃金、謝礼 |
| 車両代等 | 外国人児童生徒の送迎に利用する車等の賃借料、タクシー代、委託料、駐車場代 |
| ガソリン代等 | 外国人児童生徒の送迎に利用する車等のガソリン代、高速代 |
| 補助金の額 | 以下のいずれか低い額①　事業に係る補助対象経費（送迎費）の支出の合計額②　就学支援を予定している外国人児童生徒のうち、送迎を予定している人数に70千円を乗じた額③　就学支援の指導実績が確認できる外国人児童生徒のうち、送迎を行った人数に70千円を乗じた額④　1,960千円 |
| 会場費 | 会場費 | 事業の実施に必要となる会場の使用料及び光熱水費 |
| 補助金の額 | 以下のいずれか低い額①　事業に係る補助対象経費（会場費）の支出の合計額②　就学支援を予定している外国人児童生徒の人数に5千円を乗じた額③　就学支援の指導実績が確認できる外国人児童生徒の人数に5千円を乗じた額④　270千円 |
| その他経費 | 通信運搬費 | 事業の実施に必要となる電話代、切手代 |
| 諸費用 | 事業の実施に必要となる消耗品費、コピー代、保険料、振込手数料等 |
| 補助金の額 | 以下のいずれか低い額①　事業に係る補助対象経費（その他経費）の支出の合計額②　就学支援を予定している外国人児童生徒の人数に1千円を乗じた額③　就学支援の指導実績が確認できる外国人児童生徒の人数に1千円を乗じた額④　65千円 |